

# 三重県飲食店・取引事業者等事業継続支援金

## 【飲食店取引事業者の皆様向け申請要項】

### 【申請受付期間】

令和3年3月8日（月）から同年4月16日（金）まで

### 【申請書類の提出方法】

郵送のみ受付 令和3年4月16日（金）まで（消印有効）

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から持参による提出は一切受け付けいたしません。

※料金が不足する場合は受け付けいたしません。発送前に送料を確認のうえご提出ください。

<宛先> 〒514-8799 津中央郵便局留

【受取人 〒514-8570 三重県津市広明町13番地】

三重県飲食店・取引事業者等事業継続支援金事務局 宛

※封筒オモテ面に「申請書在中」とご記載ください。

※切手を貼り付けのうえ、オモテ面には宛先の住所、受取人の住所および宛名を、

裏面には差出人の住所および氏名をご記載ください（詳細は、記入例を参照してください）。

※レターパックや簡易書留等、郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

### 【お問い合わせ先】

県庁や市役所等の窓口では申請等の相談は行っておりません。支援金の申請等については、以下の相談窓口にお電話にてお問い合わせください。

<お問い合わせ先> ◆三重県飲食店・取引事業者等事業継続支援金相談窓口

電話番号：050-8882-6380 9時から17時まで（土日祝を除く）

開設期間：令和3年4月30日（金）17時まで

## ※必ずお読みください※

- 1 支援金の支給決定後、虚偽又は支給要件に該当しない事実等が判明した場合は、支援金の支給決定を取り消します。支援金を振込済みの場合、申請者は、支援金を全額返還することとなります。
- 2 支援金支給事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて申請者の営業実態等について、検査又は説明を求めることがあります。
- 3 提出書類の不備又は不足があった場合は、申請者（又は問合せ担当者）へ追加の書類提出を求める通知を行います。必要書類が提出されない場合等、申請内容の不備又は不足が、三重県の指定する期間内に解消しなかった時は、申請者が支援金の支給を受けることを辞退したものとみなし、不支給の決定を行います。
- 4 支援金の不正受給は犯罪です。虚偽申請や不正受給等が判明した場合、申請者名等を警察へ通報する場合があります。

## I 支援金の概要

### ■趣旨

三重県新型コロナウイルス感染症「緊急警戒宣言」の発出等により、「大人数や長時間におよぶ飲食を避ける」などの行動自粛要請が続き、特に飲食店やその取引事業者等を取り巻く厳しい環境が長期化しています。

現状をこのまま放置すれば、個人経営が多く、経営基盤が弱い中小企業・小規模企業の飲食店やその取引事業者等の廃業が増加し、地域経済への深刻な影響が懸念されるため、飲食店やその取引事業者等の事業継続を下支えするための支援金を支給します。

### ■対象事業者について

P4別紙1「対象事業について」を参照

### ■支給額

1事業者あたり30万円（一律）

### ■受付期間

令和3年3月8日（月）から同年4月16日（金）まで（消印有効）

## II 申請要件

本支援金の申請要件は、次のとおりとします。

(1) 次のア～ウの要件を全て満たす県内事業所を有する中小企業・小規模企業（個人事業主を含む）等であること。

※事業者の範囲については、P5別紙2を参照してください。

ア 県内の同一飲食店と、直接かつ継続的な取引があること。

※「飲食店」とは、P4別紙1「対象となる取引先飲食店について」に記載のある飲食店をいう。

※「直接」とは、飲食店に対して他の業者を介さず納品や金銭の授受を行っていることをいう。

なお、飲食店に金銭を支払い商品やサービス等の提供を受ける場合（飲食店に弁当を頼んでいる場合等）は対象外とする。

※「継続的」とは、令和元年12月から令和2年2月の間に複数回の取引があることをいう。

なお、令和元年12月から令和2年2月の間に1回の取引しかない場合は、その取引の前後1年以内に取引があること。

イ 各事業を営むにあたり必要な許可等を全て取得した上で、令和2年11月30日以前から開業しており、営業の実態があること。

ウ 支援金支給後も、県内の飲食店と直接かつ継続的な取引を継続する意思があること。

(2) 令和2年12月、令和3年1月、令和3年2月のいずれかの月の事業者全体の事業収入（売上）が、前年同月比で50%以上減少していること。

(3) 支援金支給後も事業を継続する意思があること。

(4) 三重県から、検査又は説明の求めがあった場合は、これに応じること。

(5) 以下のいずれにも該当しないこと。

ア 政治団体、宗教上の組織又は団体

イ 支援金の趣旨に照らして適当でないとして知事が判断する者

(6) 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、三重県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと。

### Ⅲ 申請から支給までの流れ等

#### ■申請書類等の作成・準備

本要項を参照して、申請書類の作成と添付書類を準備してください。

#### ■申請書類等の提出

P6別紙3「申請に必要な書類」で規定する申請書類及び添付書類について、必要な書類全てを郵送にて提出してください。

申請書類等は事業者により異なりますのでご注意ください。

なお、書類はA4サイズに統一し、提出書類チェックシートの順に並べて提出してください。

※申請書類等の返却はいたしません。

#### ■審査

必要書類に不足がないか、支給要件に該当しているか等を審査します。

提出書類の不備又は不足があった場合は、申請者（又は問合せ担当者）へ追加の書類提出を求める通知を行います。

また、必要があれば申請書類等に関して説明を求めることがあります。

#### ■支給・不支給の決定

支援金の支給・不支給を決定し、書面にて通知します。

#### ■支給について

支給決定を通知した方に対し、順次支援金を振り込みます。

### V その他

#### ■不正等が判明した場合について

虚偽申請や不正受給等が判明した場合、支援金の支給を受けた申請者名等を警察へ通報する場合があります。

## <対象事業について>

対象となる取引事業者の例示は、以下のとおりです。

(1) 県内飲食店に対し、継続的に次のものを納入している事業者

- ・食材      ・食品（調理済みのものを含む）      ・飲料（水、酒類を含む）
- ・調味料、食用油      ・おしぼり      ・割り箸 等

※卸業者を介して取引している場合は、対象外です。

(2) 県内飲食店に対し、継続的に次のものをリースしている事業者

- ・冷蔵庫、冷凍庫      ・カラオケ機器      ・フロアマット 等

※機材等の単発の販売は対象外です。

(3) 県内飲食店から、継続的に次のことを請け負っている事業者

- ・クリーニング（テーブルクロス、タオル 等）      ・屋内の清掃 等

## <対象となる取引先「飲食店」について>

(1) 対象となる取引先飲食店の例示

（ 一般食堂 日本料理店 西洋料理店 中華料理店 焼肉店 レストラン  
そば・うどん店 すし店 喫茶店 ハンバーガー店 お好み焼き店 料亭 バー  
スナック 居酒屋 ビヤホール 等 ）

※飲食スペースが屋外のみの場合やテイクアウト専門店、デリバリー、キッチンカー、屋台等は対象外です。

スーパーやコンビニエンスストアのイートインスペースは対象外です。

(2) ホテル・旅館の取扱い

ホテル業・旅館業については対象外です。

ただし、次の①～④のすべてを満たす飲食サービスを提供している「ホテル・旅館」又は「ホテル・旅館内のレストラン、食堂等」は対象となります。

- ① 当該飲食サービスを宿泊客以外の利用者（一般客）が常時利用可能（注）であること。  
（注）宴会の予約が入った時のみ飲食サービスを提供している場合は対象外です。
- ② 当該飲食サービスを提供していることを、対外的に公表していること。
- ③ 当該飲食サービスを令和2年11月30日以前から提供していること。

(3) 他のサービスを提供しながら飲食サービスを提供している場合

上記（2）のように、他のサービスを提供しながら同じ建物内や敷地内で飲食サービスを提供している場合（例：結婚式場、ゴルフ場等）についても、上記（2）①～③を満たす場合は対象となります。

## 1 中小企業・小規模企業とは

申請要件中の「中小企業・小規模企業」とは、「中小企業基本法」（昭和38年7月20日法律第154号）における「中小企業者の範囲」及び「小規模企業者」とし、具体的には次のとおりです。

業 種	中小企業者 (下記のいずれかの条件を満たすこと)		小規模企業者
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④サービス業のうち旅館業	5,000万円以下	200人以下	5人以下
⑤小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

## 2 「中小企業・小規模企業（個人事業主を含む）等」の「等」とは

協同組合等や、特定非営利活動法人（NPO法人）、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人等で収益事業を行っており、基本財産額・出資金等、常時雇用する従業員数から中小企業・小規模企業と同等とみなせる場合に限りです。

※各書類の「写し」については、数字や文字が読みとれる状態での提出をお願いします。読みとりが困難な場合再提出を求めるため、審査が遅くなりますのでご注意ください。

提出書類一覧	
1	◆三重県飲食店・取引事業者等事業継続支援金支給申請書兼請求書 【第1号様式】 法人の場合、代表者印を押印してください。
2	◆取引先飲食店の情報 【第1号様式別紙】
3	◆誓約書 【第2号様式】 ※必ず、申請者本人が自署してください。ゴム印は認められません。
4 ※	◆営業する上で必要な許可証や届出等の写し（該当がある方のみ） 営業する上で必要な許可や届出等がある場合は、その全ての許可証や届出等の写しを提出してください（許可や届出等が必要ない場合は不要です）。 ※申請日時点で有効な許可証の必要があります。
5	◆売上減少月とその前年同月の売上台帳等の写し <u>令和2年12月、令和3年1月、令和3年2月のいずれかの月（以下、売上減少月とする）の事業者全体の売上が、前年同月比で50%以上減少していることを確認します。</u> <u>事業者全体の売上減少月とその前年同月の売上額がわかる売上台帳等の写しを提出してください。</u> 売上台帳等には、 <u>年月や売上額の合計額とその内訳（日ごとの売上額）</u> を明確に記載してください。 (例) <u>令和2年12月で比較する場合</u> ⇒令和2年12月分の売上台帳等の写しと令和元年12月分の売上台帳等の写しを提出  <u>＜新規創業者（令和2年2月2日から令和2年11月30日の間で創業）の場合＞</u> 新規創業者については、P7の7「新規創業事業者特例計算書」をご覧ください。  <u>＜売上台帳として確認できる書類の例＞</u> ・経理ソフトから抽出した売上データ ・エクセル等で作成した売上データ 等 ※ <u>給与明細、通帳の写し、レシート、請求書等は認められません。</u> ※売上台帳等には【年月】と【売上額（合計額とその内訳）】を明記してください。 ※売上額が0円の場合は、売上額が【0円】であることを明確に記載してください。

◆確定申告書の写し（収受印入り）

<法人>

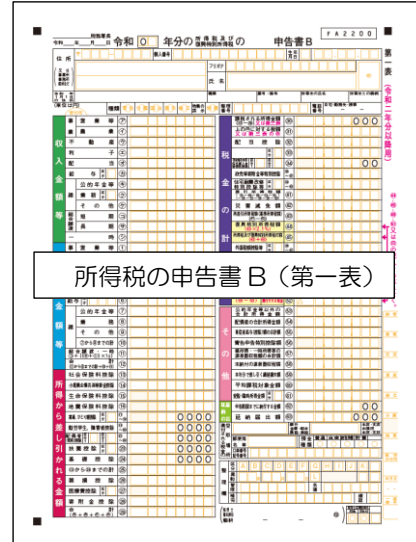
直近の「法人税の申告書（別表一）」及び「法人事業概況説明書（2枚〈両面〉）」の写しを提出してください。

※e-Tax を利用して申告した場合は、申告書等とともに「受信通知」を添付してください。

<個人>

令和2年分（令和3年2月16日受付開始分）の収受印入り「所得税の申告書B（第一表）」の写しを提出してください。

※e-Tax を利用して申告した場合は、申告書等とともに「受信通知」を添付してください。



6

◆新規創業事業者特例計算書 【第3号様式】

<新規創業者の方（令和2年2月2日から同年11月30日の間に創業した方）のみ>

前年同月と売上比較ができない新規創業者については、第3号様式を用いて、創業月から令和2年11月までの月平均売上額を算出し、その数値と売上減少月の売上額を比較します。

そのため、創業月から令和2年11月までの全ての月及び売上減少月の売上台帳等の写しを提出してください。売上台帳等には、年月や売上額の合計額とその内訳（日ごとの売上額）を明確に記載してください。

7  
※

◆「法人設立届出書」又は「個人事業の開業・廃業等届出書」の写し〈新規創業者の方のみ〉

新規創業者で法人の場合は「法人設立届出書」、個人の場合は「個人事業の開業・廃業等届出書」を提出してください。

8  
※

◆三重県内の飲食店との直接取引が確認できる書類の写し 【貼付台紙1】


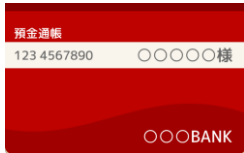

第1号様式別紙に記入した取引先飲食店（店舗）との、令和元年12月から令和2年2月の間の直接取引の内容について、取引先飲食店（店舗）ごとに2回の取引を確認しますので、その取引内容が確認できる書類の写しを提出してください。

令和元年12月から令和2年2月の間に同一飲食店（店舗）と1回の取引しかない場合は、その取引の前後1年以内で直接取引していたことが確認できる書類を提出してください。

※書類には、日付、取引先飲食店の名称、申請者名（法人名・個人事業主名・事業所名等）、取引の内容の4点が明記されていること。

（書類の例）納品書、領収書 等

9  
※

10	<p>◆取引確認書 【第4号様式】〈該当がある方のみ〉</p> <p>P7の9「三重県内の飲食店との直接取引が確認できる書類の写し」について、その書類の提出が困難な場合は、第4号様式を提出してください。</p> <p>なお、第4号様式には、取引先飲食店の記入・押印が必要です。</p>
11	<p>◆本人確認書類の写し [貼付台紙2]</p> <p>申請者（法人の場合は代表者）本人の運転免許証等、顔写真付きのものを提出してください。運転免許証がない場合は、パスポートや健康保険証等の写しでも申請可能ですが、現住所が確認できる書類をあわせて提出してください。</p> <p>例) 住民票 氏名・住所が明記された公共料金の領収書 等</p>  <p>※住所変更等があった場合は、変更後の内容が確認できる部分の写しも提出してください。</p>
12	<p>◆通帳の写し（カラーコピー） [貼付台紙3]</p> <p>申請者本人（法人の場合は当該法人）名義の口座の通帳のオモテ面と1・2ページ目部分の写しを提出してください。</p> <p>必ず、以下の全ての項目が確認できる部分の写しを添付してください。電子通帳やインターネットバンキングの場合も同様です。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: center;"> <p>オモテ面</p>  </div> <div style="text-align: center;">+</div> <div style="text-align: center;"> <p>1・2ページ目</p>  </div> </div> <p>①金融機関名 ②支店名 ③口座番号 ④口座名義人（漢字、フリガナ）</p>
13	<p>◆提出書類チェックシート</p> <p>チェックシートを活用し、提出書類に不足がないよう確認を行ってください。</p> <p>提出書類は、チェックシートの順に並べ替えて提出してください。</p>

※申請に必要な書類に関する相談は、以下の相談窓口にて受け付けております。受付時間内にお電話にてお問い合わせください。

<お問い合わせ先> ◆三重県飲食店・取引事業者等事業継続支援金相談窓口  
 電話番号：050-8882-6380 9時から17時まで（土日祝を除く）  
 開設期間：令和3年4月30日（金）17時まで